

○令和4年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について

令和4年3月25日 3農振第2882号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、
国土交通省北海道開発局農業水産部長
及び北海道農政部長宛は参考送付)

農村振興局所管事業の執行については、「令和4年度農村振興局所管公共事業等の施行について」(令和4年3月25日付け3農振第2875号農村振興局長通知)により、適切な実施、早期かつ円滑な事業執行を図っているところであり、一層の円滑な発注、施工体制の確保等を図るため、下記により適切に対応されたい。

本通知の発出に伴い、「令和3年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和3年3月31日付け2農振第3613号-1農村振興局整備部設計課長通知)は廃止する。

なお、貴職から国営事業(務)所に対して周知徹底するとともに、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

また、都府県に参考送付する際は、関係市町村等に対して参考送付する旨の依頼をされたい。

記

1 施行方針

- (1) 工事又は業務の発注に当たっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、工事にあっては地域の建設業者、業務にあっては測量業者、地質調査業者及びコンサルタント業者の実情を的確に把握すること。
- (2) 土工事、ほ場整備工事、舗装工事等において、現場条件に応じてICTを活用した情報化施工を積極的に推進すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言、まん延防止等重点措置においても公共工事は事業の継続が求められていることを踏まえ、感染拡大防止を図りながら、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。
- (4) 入札契約手続その他事務に当たっては、押印の省略が可能となっていることにも留意し対応すること。

2 発注準備段階における取組事項

(1) 入札契約方式の選択

ア 工事の発注に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第3条第4項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日付け閣議決定）第2の4に基づくとともに、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「運用指針」という。）を踏まえ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努めること。

イ 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものについては、指名競争入札方式の活用を検討すること。

ウ 災害復旧工事においては、品確法第7条第1項第3号、運用指針及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）に準拠し、工事の緊急度、実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算、発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の事情を踏まえた必要な措置を講ずるよう努めること。

エ 工事の技術的難易度が高く、施工者独自の技術提案を活用して工事仕様を定めることが有効となり得る場合においては、「農林水産省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（平成28年8月18日付け28予第924号大臣官房参事官（経理）通知）により、技術提案・交渉方式の適用を検討すること。

(2) 適切な規模での発注

地域企業の活用に留意しつつ、地域の実情を踏まえ発注ロットを拡大するとともに、適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。

また、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く、工事難易度が比較的低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進すること。

なお、入札参加者が少数となることが想定される場合等においては、工事規模に相当する資格等級の上位及び下位等級を含めた参加資格や地域要件の緩和など、競争性の確保に十分留意すること。

(3) 適切な設計変更

厳しい施工条件を踏まえ、遠隔地からの建設資材の調達に係る購入費、輸送費、労働者確保に要する交通費、宿泊費等の設計変更の対象とする経費を入札公告時に明示し、適切に設計変更の協議を行うこと。

また、熱中症予防のための対策費用、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る費用等については、適切に設計変更を行うこと。

(4) 概算数量発注における条件明示と契約変更

概算数量発注を行う場合には、工事に関する現場条件、施工条件及び変更条件に

加え、概算数量の対象である旨を設計図書に明示し、適切な活用を図ること。

また、設計・施工一体型での工事発注においては、必要に応じ、設計照査に建設コンサルタントを活用するなど、設計の品質確保にも努めること。

なお、建設コンサルタントを活用する場合は、資格要件を適切に設定すること。

(5) 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、工事を施工する者が適正な利潤を確保できるよう、最新の積算基準・歩掛等を適用するほか、以下の点に留意すること。

ア 施工箇所が点在する工事であって、複数箇所へ建設機械を運搬する場合、複数箇所での交通規制を行う場合など、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出すること。

イ 施工箇所が山間部（中山間地域を含む）等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、「時間的制約を受ける工事の積算方法について」（令和2年4月1日付け元農振第3706号農村振興局整備部設計課長通知）を適用すること。

なお、当該積算方式を適用する場合は、現場への移動時間を考慮した際の作業時間に応じて労務費の設計変更を行う対象工事である旨を入札公告時に明示すること。

ウ 現道上の工事においては、施工地域や工種区分に応じて、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を適切に適用すること。

また、現道上の工事において、常時全面通行止めを行う場合又は車線変更を促す規制を行う場合は、車線数や交通量にかかわらず補正係数を適切に適用すること。

エ 調達環境の厳しい工種や建設資材については、当初発注から積極的に見積を活用して積算するなど、適正な予定価格を設定すること。

また、予定価格の設定において、特別調査、見積の徴収等により設定した歩掛や単価は公表すること。

オ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、事前に農村振興局整備部設計課（施工企画調整室）へ報告すること。

(6) 適正な工期設定と施工時期の平準化

ア 早期発注に努めるとともに、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期とすること。

なお、余裕期間の設定に当たっては、現場条件等を考慮した上で、発注者指定方式、任意着手方式及びフレックス方式の中から、契約ごとに原則4か月を超えない範囲で適切なものを適用すること。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように配慮すること。

イ 工期末の設定に当たっては、当該年度中の完成を見込むものについては、3月中旬以降に工期末を設定しないなど、工期の設定の弾力化を図り、工事の施工の平準化を推進すること。

- ウ 当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応をとること。
- エ 現場条件等に応じてプレキャスト製品の活用を検討するなど、適切な工期及び品質を確保する観点から合理的な工法を検討すること。
- オ 施工箇所が点在する工事においては、箇所ごとの施工体制ではなく、いわゆる1班体制による施工を前提とした工期設定を基本とすること。この場合においては、技術者を無用に長期間拘束しないよう、余裕期間制度を活用し、前倒し竣工を可能とすること。
- カ 比較的大規模な工事以外であっても、年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定すること。

3 入札契約段階における取組事項

(1) 競争参加資格の設定

競争参加資格を設定する際には、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験、地域要件を適切に設定するなど、競争性の確保に留意しつつ、以下に掲げる事項を参考にして、適切な競争参加資格を設定すること。

ア 総合評価落札方式の形式については、工事内容、現場条件等により高度技術提案型、標準A型など5タイプから選定されているところであるが、工事の難易度や工事内容に応じて柔軟に適用する。

なお、総合評価落札方式を適用する目安となる概算工事費は下表を参考とされたい。

概算工事費	総合評価落札方式
おおむね6億8,000万円以上	高度技術提案型又は標準A型
おおむね6億8,000万円未満～2億3,000万円以上	標準A型
おおむね3億円未満～9,000万円以上	標準B型
おおむね9,000万円未満～3,000万円以上	簡易I型
おおむね5,000万円未満	簡易I型又は簡易II型

(注1) 開削による管水路、コンクリート二次製品による開水路工事、ほ場の暗渠排水工事等で技術的な工夫の余地が少ない工事又は技術的課題の難易度が低く技術提案を求めがたい工事については、標準B型の適用範囲を6億8,000万円まで拡大して適用することができる。

(注2) 工事の難易度や工事内容に応じて簡易II型の適用範囲を3億円まで拡大して適用することができる。

(注3) 標準B型及び簡易II型に対する適用範囲の拡大については、(注1)、(注2)に示す工事に対し限定的に適用するものであり、安易に適用範囲が拡大されないよう留意すること。

なお、簡易II型を9,000万円以上に適用する場合にあつては、評価項目及び評価基準は、標準B型又は簡易II型のどちらの企業評価及び技術者評価を用いるかは、当該工事の難易度等を考慮して判断すること。

イ 施工体制確認型総合評価落札方式は、原則として予定価格が1,000万円を超える工事を対象に実施すること。

ウ 総合評価落札方式の加算点は、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付19農振第2225号農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）によるものとする。

エ 加算点の算定方法は次のとおりとすること。

(ア) 高度技術提案型

加算点の算定方法は「1位満点方式」として、評価点の合計値が最も高い者に加算点の最高点を、その他の者には評価点の合計値に応じ、加算点の最高点を按分して求められる点数を加算点として付与すること。

なお、評価点の合計値が最も高い者が入札前に辞退した場合は、当該辞退者を除き加算点の算定を行うこと。

(イ) 標準型及び簡易型

加算点の算定方法は「素点計上方式」として、評価点の合計値に、加算点の最高点を評価点の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を加算点として付与すること。

(2) 工事内容に応じた技術提案の設定

ア 全ての総合評価落札方式における技術提案の課題については、現場条件や工事特性を十分に勘案し、同様の工事であっても工事ごとに異なる課題を設定し、技術による競争性の確保に努めること。

また、課題は、「工事現場の安全対策」、「工事現場の騒音対策」といった漠然とした表現とせず、「〇〇施工時の〇〇からの転落防止対策」、「〇〇施工時の〇〇小学校に対する騒音抑制対策」（振動抑制対策等、他の抑制対策は評価しない）等のように、提案の対象範囲が明確に定まるよう留意して設定すること。

イ 求める技術提案の課題に対する具体的な評価、加点の基準については、工事の特性等に応じ案件ごとに定め入札説明書に明記すること。

また、技術提案の課題設定における背景、現場条件等を入札説明書等に明記し、発注者が設定する課題が入札参加申請者に確実に伝わるよう工夫すること。

なお、施工上の懸案事項の処理、適正な工期の確保については、工事着手前に発注者が整えておくべきことであり、これらに関する課題の解決のための方策を技術提案で求めることがないよう十分留意すること。

ウ 技術提案は、発注者及び企業の負担を軽減し、公平な評価を確保する観点から、別紙-1を参考として、字数制限、記載項目等を明示した提出様式を設定すること。

エ 高度技術提案型を採用する場合は、「工事に関する高度技術提案型総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について（平成18年12月19日付け18経第1365号大臣官房経理課長通知）」を参考に実施すること。

オ 標準A型（品質向上重視型）にあつては、以下の点に留意すること。

(ア) 技術提案の課題は、品質の改善効果が低い評価項目、現場条件の変更に伴い影響を受けるなど不確実性の高い評価項目を設定しないものとする。

(イ) 定性的な評価項目と定量的な評価項目を併用するなど、確実な品質の向上が得られるよう課題を設定すること。

(ウ) 特に難易度の高い工事については、ヒアリングを実施することができる。本ヒアリングは、企業としての技術的知見を確認するものであり、説明者の別にとらわれず内容に基づき適切に評価すること。

カ 入札時VEでは、民間の技術力を活用し、大規模かつ技術的難易度の高い工事において、設計図書に定める目的物の機能、性能等を低下させることなく、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案を求めているところである。

このため、入札時VEについては、高度技術提案型及び標準A型の総合評価落札方式で技術提案を求める課題のうち1課題1提案について入札時VEを求めするなど、積極的に適用すること。

キ 技術提案（簡易型は「簡易な施工計画」）の評価に当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) 施工対象となる構造物の施工内容や現場条件に応じ、評価における着眼点と確認項目等を整理し、適切な評価に資すること。

(イ) 評価体制は、技術提案書を評価する担当者と予定価格の基礎となる積算書を審査する担当者を分離するとともに、技術者としての経験が豊富で十分な知見を要する技術者（3～5人の体制）により行うこと。

(ウ) 技術提案の評価に当たっては、技術提案書の体裁等にとらわれず内容を重視し、欠格となる提案書を除き、適切に評価すること。

また、現場条件、工事内容を勘案した課題を設定し、これを踏まえた評価項目、評価基準を定め、適切に評価すること。

(エ) 全ての総合評価落札方式の評価基準は、入札説明書に明記すること。

ク 技術提案の評価結果については、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）に基づき、技術提案の採否に関する詳細な通知を行うものとし、局契約工事における標準A型及び標準B型を対象に実施すること。

(3) 適切な評価項目の設定

総合評価落札方式における評価項目の設定に当たっては、運用通知に基づき、適切に設定するとともに、以下の事項に留意すること。

ア 総合評価落札方式の実施に際しては、経理課長通知等において、簡易型では、企業、技術者の能力等を評価項目として過去一定期間の工事成績及び表彰を設定することとなっているが、十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模、地域の実情等に応じて、実績にとられない評価項目の設定に努めること。

イ 地元企業の活用状況を評価する方式については、地元企業の活用が効果的な、予定価格2億3,000万円以上（政府調達の対象となる工事を除く）の土木工事を対象に積極的に評価すること。

ウ 企業評価に当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) 不正、不誠実な行為等の評価においては、別紙－２によるものとし、案件ごとに対象期間等を入札説明書に明記すること。

(イ) 地域への貢献として評価する具体的な活動内容については、別紙－３を参考に適切に評価すること。

エ 施工体制の確認は、予定価格の制限の範囲内で入札した全ての者を対象に、開札後速やかにヒアリング（入札価格が調査基準価格に満たない者に対しては追加資料の提出を求める）を実施しているところであるが、ヒアリングに応じない者又は追加資料を提出しない者に対しては、その理由を確認したうえで入札を無効として取り扱うこと。

なお、これらの取扱については、入札説明書に明記すること。

(4) 事務手続の簡素化

農業農村整備等直轄工事に関する総合評価落札方式については、経理課長通知及び運用通知により実施しているところであるが、次のとおり提出資料の簡素化等を実施すること。

ア 総合評価落札方式における提出資料の簡素化

総合評価落札方式により設定する課題数については、運用通知別紙①の標準A型及び別紙②の標準B型において、工事内容に応じて必要最小限とすること。

イ 簡易Ⅱ型の適用

次の（ア）及び（イ）の条件を全て満たす工事においては、運用通知別紙③の簡易Ⅱ型により入札手続を実施することで、提出資料を簡素化することができるものとする。

(ア) 1件につき予定価格が3億円未満の工事

(イ) 施工計画の提出を求めずに、企業、技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

ウ 入札手続期間の短縮

(ア) 経理課長通知により標準的な日数が示されているところであるが、上記ア及びイにより提出資料の簡素化等を図った際には、関係法令を遵守することを前提として、手続に必要な期間を可能な限り当該標準の日数よりも短縮して実施することとし、別紙6～10を参考に必要な日数を適切に設定すること。

(イ) 入札説明書等に対する質問書の提出期限及びその質問に対する回答書の閲覧開始日については、「公共工事に係る一般競争入札方式の拡大について」（平成18年3月17日付け17経第671号大臣官房経理課長通知）により通知しているところであり、必要に応じて可能な限り期日の前倒しに努めること。

(ウ) 入札から落札決定までの手続については、施工体制ヒアリング等の必要な日数を確保しつつ、入札後、速やかに落札決定を行い、配置予定技術者の拘束の期間をできる限り短くすることに努めること。

エ 企業及び技術者の施工実績等を確認する資料が、既発注工事（契約担当官が同一の場合に限る）で提出した資料と同一となる場合には、申請書類にその旨を記載することにより資料の提出を省略することができる措置を講じる等、発注事務

の改善に努めること。

オ 一括審査方式の活用

(ア) 総合評価落札方式における企業の技術力審査及び評価を効率化するため、次に掲げる条件を全て満たす2件以上の工事については、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

ただし、(4)のイにより簡易Ⅱ型の適用を行った工事については、⑥に掲げる条件を満たすことを要しない。

- ① 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ② 工事の目的及び内容が同種の工事であり、評価項目が同じ工事
- ③ 「地方農政局建設工事等契約事務取扱要領（模範例）の制定について」（平成27年10月1日付け27農振第1391号農林水産省農村振興局長通知）第3条に掲げる契約の種類及び同要領第21条に定める等級の格付が同じ工事
- ④ 施工地域が近接する工事
- ⑤ 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ⑥ 工事の品質確保又は品質向上を図るために総合評価落札方式によって求められる施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

(イ) 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに行うこと。
- ② 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明示すること。

(5) ダンピング受注の防止

ダンピング受注の防止及び排除を図るため、「緊急公共工物品質確保対策について」（平成18年12月19日付け18経第1366号農林水産省大臣官房経理課長通知）等に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式、著しい低入札に対する特別重点調査等の諸対策について、引き続き遺漏のない実施を図ること。

(6) 入札不調の際の随意契約の実施

入札不調により契約に至らない工事については、下記の条件を全て満たす場合、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応すること。

なお、1回の競争入札手続による不調随契への移行を推奨するものではないが、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調・不落が繰り返されることのないよう十分留意されたい。

ア 品質確保の上で、入札参加資格要件（施工実績要件、地域要件及び対象等級）を最大限緩和していること。

イ 見積の積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。

ウ 競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがないと判断されること。

一方、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の適正な取扱いについて」（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 経第 979 号大臣官房地方課長通知）において、不落随契の厳正化について定められていることに留意されたい。

（7）入札結果等の公表

入札及び契約に関する情報等の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 172 号大臣官房経理課長通知）に基づくものとする。

なお、入札結果の公表に当たっては、別紙－4、別紙－5の記載例に基づき技術提案の課題ごとに点数を示すこととし、原則として、契約締結後 3 日以内に担当窓口において閲覧に供するほか、併せてインターネットを利用して閲覧に供すること。

（8）技術提案書等と入札書の同時提出による不正行為の排除

事業者による技術提案書の評価結果を踏まえた入札価格の調整を防止する観点から、「総合評価落札方式（同時提出型）の試行について」（平成 30 年 7 月 9 日付け 30 農振第 1284 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づき、技術提案を含む競争参加資格確認資料と入札書の同時提出を求めること。

なお、技術提案の提出を求める、標準 A 型、標準 B 型及び簡易 I 型を適用する工事を対象に試行すること。

4 施工段階における取組事項

（1）施工現場における労働環境の改善

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等に係る検査、打合せ等の実施に当たっては、受発注者協議の上、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限り電話、インターネット等を活用すること。

また、令和元年 8 月より運用を開始した電子契約システムについては、受発注者間の書類等のやり取りがシステム上で可能となることから、受注者に対して更なる利用を促すこと。

イ 工事の技術者の専任の取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 7 日付け 25 経第 1111 号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成 30 年 12 月 6 日付け 30 予第 1517 号農林水産省大臣官房参事官（経理）通知）に基づき、建設技術者の効率的な活用に資する措置を適切に実施すること。

ウ 監理技術者等の途中交代

監理技術者等の死亡、疾病等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責めによらない理由により工期が延長された場合等においては、監理技術者等の途中交代が可能である旨を入札手続段階で明確化するなど、適切に対応すること。

エ 「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」

(平成26年7月24日付け26経第511号農林水産省大臣官房経理課長通知)及び「工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年10月24日付け7契第1492号農林水産事務次官依命通知)に基づき、社会保険等未加入業者の排除等の対策及び法定福利費の適正な考慮について、引き続き適切に実施すること。

オ 工事現場等における遠隔確認に当たっては、「工事現場等における遠隔確認の試行について」(令和2年5月26日付け2農振第495号農村振興局整備部設計課長通知)に基づき、積極的に実施すること。

(2) 受注者との情報共有

工事に関する情報を受発注者間で共有できるよう、原則全ての工事において、情報共有システムを活用し、受発注者双方の事務の効率化を図るとともに、工事書類の電子化を徹底すること。

5 工事完成後における取組事項

検査に当たっては、Web会議システムの活用を促進すること。

6 その他の取組事項

(1) 品質確保技術者の活用促進

品質確保技術者制度については、引き続き積極的な活用を図ること。

なお、品質確保技術者に支弁する費用については、適切な単価(参考:出席謝金の場合、本省課長補佐級)を設定すること。

(2) 現在契約中の工事及び業務についても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本通知の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。